

## みえ東日本大震災支援団体連絡会設置要綱

(設置の趣旨)

第1条 東日本大震災の支援活動を行っている三重県の団体同士が話し合いの場を持つことで、これからも各団体が自主的に息長く継続して支援活動に取り組んでいけるよう支え合うために設置する。

(名称と通称)

第2条 会の正式名称は「みえ東日本大震災支援団体連絡会」(以下、連絡会)とし、通称を「つながろう三重」とする。

(構成)

第3条 連絡会は、設置の趣旨に賛同する以下の団体で構成する。なお、あらたに加入しようとする団体は、運営事務局に申し込むものとする。

- (1) 三重県内に拠点を持つ、または三重県民が関わって被災者支援活動をする団体(ボランティア・NPO 団体、社会福祉協議会、企業・組合、行政 等)
- (2) 支援活動を行う上で情報発信や物資・資金確保などにおいて連携が可能な団体(マスコミ、助成団体、企業・組合 行政 等)

(事業)

第4条 連絡会は、設置の趣旨を実現するために以下のような事業を実施する。

- (1) 構成団体が東日本大震災支援活動においてぶつかった課題の共有や、解決に向けた連携の推進
- (2) 構成団体の活動予定や被災者・被災地の現状等の情報を共有し、連携して外部発信するなど情報発信力の強化
- (3) 上記を達成するための定期的な会議(定例会)や連絡網の構築

(運営等)

第5条 連絡会の運営等は、次のとおりとする。

- (1) 連絡会は事務局が招集し、進行する。
- (2) 連絡会は原則公開とし、希望する団体・個人は傍聴することができる。
- (3) 決を採るべき事項が生じた場合、原則出席者全員の総意によるものとし、欠席者は異議ある場合すみやかに事務局に通知し、再検討を促す。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、事務局を設置して行い、事務局は構成団体の中から有志の団体が担当する。

(その他)

第7条 その他要項に定めのない事項については、事務局が起草して定例会で定める。

附則

この要綱は、2012年5月14日より施行し、起ち上げ時から2013年3月11日迄の事務局は、みえ災害ボランティア支援センターが担うものとする。